

定 款

社会福祉法人ふれあい福祉会

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

ア 特別養護老人ホームの経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

ア 老人デイサービス事業

イ 老人短期入所事業

ウ 老人介護支援センターの経営

エ 老人居宅介護等事業

オ 生計困難者に対する相談支援事業

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人ふれあい福祉会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を宮崎県延岡市沖田町 2 2 4 0 番地 1 に置く。

第 2 章 評議員 及び 評議員会

(評議員の選任及び解任)

第 5 条 この法人に、評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員会)

第6条 評議員会は、7名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から4週間以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員の過半数で決定する。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について法令の定めるところにより議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、支給しない。ただし、費用を弁償することができる。

(評議員会の権限)

第7条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 特別議決事項（議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議）
 - ア. 監事の解任
 - イ. 社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項で規定する理事及び監事の損害賠償の一部免除
 - ウ. 定款の変更
 - エ. 社会福祉法第46条第1項第1号に規定する法人の解散
 - オ. 吸収合併契約及び新設合併契約の承認
2. 普通議決事項（議決に加わることができる評議員の過半数が出席した評議員会において出席評議員の過半数の多数をもって決議）

- ア. 理事及び監事の選任又は理事の解任
- イ. 理事及び監事の報酬等の額
- ウ. 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- エ. 計算書類（貸借対照表及び収支決算書）及び財産目録の承認
- オ. 残余財産の処分
- カ. 基本財産の処分
- キ. 社会福祉充実計画の承認
- ク. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員の資格等）

- 第8条 評議員は、社会福祉法人の適切な運営に必要な見識を持ち、法人の理念や経営状況を理解し、中立的な者を理事会が推薦・提案し、評議員選任・解任委員会により議決する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

- 第9条 評議員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。

第3章 役員及び職員

（役員の定数）

- 第10条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理 事 6 名
 - (2) 監 事 2 名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれては、ならない。

（役員の任期）

- 第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

- 第12条 理事は、評議員会の選任を得て、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

- 第13条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経るものとする。

(理事会)

- 第14条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 4 理事長は、毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 5 理事長は、理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 6 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 7 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 8 理事会の議事は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数で決定する。
 - 9 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
 - 10 理事長及び監事は、理事会の議事について法令で定めるところにより議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会の役割)

- 第15条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職
 - (4) 社会福祉法第45条の20第4項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項で規定する理事及び監事の損害賠償の一部免除

(監事による監査)

第16条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成しなければならない。

(職 員)

第17条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第4章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土 地	宮崎県延岡市沖田町 2 2 4 0 番地 1	4, 6 5 8. 8 9 m ²
	2 2 4 0 番地 9	2, 2 6 6. 0 0 m ²
	2 2 4 9 番地 2	6 4 9. 0 0 m ²
	2 2 4 9 番地 8	1 6 1. 0 0 m ²
	2 2 4 0 番地 4	1, 7 3 6. 0 0 m ²
	(総 面 積	9, 4 7 0. 8 9 m ²)

(2) 建 物	宮崎県延岡市沖田町 2 2 4 0 番地 1	
	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	3, 8 5 3. 3 9 m ²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の同意を得て、延岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、延岡市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後3カ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- 2 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解 散 及 び 合 併

(解 散)

第27条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事会及び評議

委員会の同意によって、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第29条 合併しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を得て、延岡市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を得て、延岡市長の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を延岡市長に届け出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人ふれあい福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附 則)

1. この定款は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。
2. この定款は、平成 8年 5月21日から実施する。
3. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	佐 藤 克 敏
理 事	白 坂 幸 則
理 事	後 藤 梅 雄
理 事	織 田 武
理 事	甲 斐 千 春
理 事	矢 野 謙 三
監 事	甲 斐 常 美
監 事	甲 斐 利 通

4. この定款は、平成 9年 5月30日改正する。
5. この定款は、平成10年 6月18日改正する。
6. この定款は、平成10年11月13日改正する。
7. この定款は、平成11年 3月 3日改正する。
8. この定款は、平成11年 5月13日改正する。
9. この定款は、平成11年 6月 1日改正する。
10. この定款は、平成13年10月29日改正する。
11. この定款は、平成15年 4月 1日改正する。
12. この定款は、平成17年 4月 1日改正する。
13. この定款は、平成18年 4月 1日改正する。
14. この定款は、平成19年12月18日改正する。
15. この定款は、平成25年 5月28日改正する。
16. この定款は、平成25年12月24日改正する。
17. この定款は、平成29年 4月 1日改正する。